

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

支出元府省	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
														継続支出の有無	の有無
内閣府	旧国立総合児童センター(こどもの城)における国有財産管理及び処理等業務	支出負担行為担当官 内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長 石津 克巳 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成27年4月1日	公益財団法人児童育成協会 法人番号401100500220 東京都渋谷区東二丁目22番14号	契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	10,473,589	10,386,350	99.2%	0	公財	国認定	1	-	国立総合児童センター(こどもの城)は開館以来約30年間当該法人に運営を委託してきた。こどもの城は平成26年度末で閉館しており、今後敷地及び建物については処分(売却)する方針があるが、処分までの間、約7,000点の国有物品の適正な管理等が必要であり、そのためには建物内の物品の数量・種類・用途を把握していることが不可欠であるため、従来から管理等を行ってきた当該法人との随意契約によらざるを得ない。	無
内閣府	平成27年度道路情報に関する業務	支出負担行為担当官 内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 小平田 浩司 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	平成27年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 法人番号2010005004175 東京都千代田区飯田橋1-5-10	必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため 会計法第29条の3第4項	12,721,000	12,721,000	100.0%	-	公財	国認定	1	-	道路交通情報に関する業務については、道路利用者等に道路交通情報を提供するために必要な業務であり、削除すると道路交通情報提供に大きな支障となる。(公財)日本道路交通情報センターは道路交通法第109条の2の規定に基づき、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする法人として、交通情報の提供に関して事務の委託を受けた唯一の団体であり、道路交通情報収集業務についても当該業務に関する機器・人員等の全国組織を有し、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる唯一の団体である。	有
内閣府	平成27年度地域防災計画(原子力災害対策編)記載情報の調査整理業務	支出負担行為担当官 内閣府政策統括官(原子力防災担当) 平井 興宣 東京都千代田区永田町1-6-1	平成27年7月27日	公益財団法人原子力安全技術センター 法人番号6010005018634 東京都文京区白山5丁目1番3-101号	予算決算及び会計法令第99条の2 不落隣契	-	13,908,797	-	0	公財	国認定	2	-	平成27年度限りの経費	無

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。